

大規模工作物等に係る四万十川条例許可基準の再検討⑥

【凡例】□：大規模工作物(太陽光発電施設)に特に関わりが深い
赤字：最近の改正項目(景観計画)

(8) 四万十川条例と各市町景観計画・自然公園施行規則との比較表

	四万十川条例	四万十市四万十川景観計画	四万十町景観計画	中土佐町景観計画	津野町景観計画	橋原町景観形成基準	自然公園法施行規則
年月	平成18年8月改正	平成27年10月改正	平成27年3月改正	平成20年7月	平成20年7月	平成20年6月	平成27年6月改正
区分	<ul style="list-style-type: none"> ●清流・水辺・生き物回廊地区(回廊地区) <ul style="list-style-type: none"> 本川・主要支川に沿って存在する道路や鉄道で区切られる河畔域 ●景観保全・森林等資源活用地区(保全・活用地区) <ul style="list-style-type: none"> 本川・主要支川一帯に近い電線(第一種線)まで ●人と自然の共生モデル地区(共生モデル地区) <ul style="list-style-type: none"> 黒瀬川流域などで想定 ●原生林保全地区 <ul style="list-style-type: none"> 原生林等 	<ul style="list-style-type: none"> ●清流・水辺・生き物回廊地区(回廊地区) <ul style="list-style-type: none"> 上流から下流までの野生動物の生息・生育環境の連続性を確保し、生態系及び景観を保全することが特に重要である区域。 (四万十川と主要支川(広見川・自黒川・黒尊川)から川に沿った道路や鉄道までの区域。) ●景観保全・森林等資源活用地区(保全・活用地区) <ul style="list-style-type: none"> 回廊地区と一体的に生態や景観を保全し、森林や農地などの活用と調和を図る区域。 (回廊地区を除く四万十川本川と主要支川に一番近い山の第一種線までの区域) 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観重点地域 <ul style="list-style-type: none"> 第一種地区 <ul style="list-style-type: none"> ○回廊地区(四万十川条例) <ul style="list-style-type: none"> ○重要構成要素(重要文化的景観) ○景観重要構造物・重要樹木・公共施設 ○地域住民の申し出地区・協議の整った地区 第二種地区 <ul style="list-style-type: none"> ○保全・活用地区(四万十川条例) ○景観計画で指定した地区 ●景観一般区域 <ul style="list-style-type: none"> ●景観重点地域以外の地域 	<ul style="list-style-type: none"> ●重点地区 <ul style="list-style-type: none"> ① 四万十川を中心として左右の道の路肩までの地域 ② 重点第二種地区 <ul style="list-style-type: none"> ア 四万十川景観地区 ● 四万十川を中心として左右の山の第一種線までの地域 ● 四万十川の支流である下川川、萩中川、島の川川を中心として左右の山の第一種線までの地域 イ 漁師町景観地区 <ul style="list-style-type: none"> ● 久礼八幡宮、大正町市場、漁港等久礼地区の漁師町地域 ● 一般地域 <ul style="list-style-type: none"> (2) 一般地域(景観重点地域以外の全ての地域を一般地域とします。) 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 景観計画の区域 <ul style="list-style-type: none"> 津野町全域 (2) 景観重点地区の指針の方針 <ul style="list-style-type: none"> ・歴史と文化が息づく緑豊かな農業集落景観の保全を目指す地区 ・個性ある町並み保全に取組む地区並びに、新たな魅力・賑わい・活力のある市街地景観の形成を目指す地区 ・四季を感じられる豊かな自然環境や景観形成づくりを目指す地区 ・住民が、自らの生活を誇れるような生活環境や景観形成づくりを目指す地区 (3) 一般地域 <ul style="list-style-type: none"> 上記に掲げる地区のほか、良好な景観の保全、創造を目指す地区 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 景観計画の区域 <ul style="list-style-type: none"> 橋原町全域 ●景観重点区域 区域を景観形成のモデルとして地域住民が先導的な役割を担いまちづくりの取組や良好な景観形成に向けた熱意も高い区域、隣接する自然や歴史・文化が薫り景観維持・保全を必要とされる区域、今後新たに良好な景観づくりを進める必要がある区域 【一般景観区域】 <ul style="list-style-type: none"> ●景観重点区域以外の区域 	特別地域 特別保護地区 海域公園地区
届出行為	<ul style="list-style-type: none"> ① 植物掘採・土石採取 ② 土地の形状変更 ③ 建築物・工作物の建築等 ④ 建築物の外観の模様替え ⑤ 建築物・工作物の色彩の変更 ⑥ 天然林(立木)の伐採 ⑦ 針葉樹(スギ・ヒノキ)の植樹 ⑧ 看板・広告板等の設置 ⑨ 屋外における物品の集積又は貯蔵 	<ul style="list-style-type: none"> ① 植物を掘採し、又は土石を採取すること ② 盛土又は切土により土地の形状を変更すること ③ 建築物及びその他の工作物の新築、増築、改装、移転又は撤去すること ④ 建築物の外観の模様替えをすること ⑤ 建築物その他の工作物の色彩の変更をすること ⑥ 回廊地区において天然林を伐採すること (保安林における地裏上ものを除く。) ⑦ 回廊地区において針葉樹(スギ及びヒノキに限る。)を植樹すること (保安林における地裏上ものを除く。) ⑧ 看板、広告板その他これらに類する物を設置すること ⑨ 屋外において土石、廃棄物その他の物品を集積し、又は貯蔵すること 	<ul style="list-style-type: none"> ① 植物の掘採又は土石の採取 ② 土地の形状変更 ③ 建築物の新築、増築、改装、移転又は撤去 ④ 建築物の外観の模様替え及び色彩の変更 ⑤ 工作物の外観、増築、改装、移転又は撤去 ⑥ 工作物の外観の模様替え及び色彩の変更 ⑦ 森林(天然林及び植林)の伐採 ⑧ 針葉樹(杉及び檜)の植樹 ⑨ 看板、広告板等の設置 ⑩ 屋外における物品(土石、廃棄物)の集積及び貯蔵 ※区分ごとに面積・高さ要件等あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 植物の掘採又は土石の採取 ② 土地の形状変更 ③ 建築物の新築、増築、改装、移転又は撤去 ④ 建築物の外観の模様替え ⑤ 建築物の色彩の変更 ⑥ 森林(天然林及び植林の伐採) ⑦ 針葉樹(杉及び檜)の植樹 ⑧ 看板、広告板等の設置 ⑨ 屋外における物品(土石、廃棄物等)の集積又は貯蔵 	<ul style="list-style-type: none"> ① 建築物の新築、増築、改装 ② 建築物の外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更 ③ 工作物の新設、増設、改装 ④ 工作物の外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更 ⑤ 自動販売機の新設、増設、改装 ⑥ 土砂の採取、植物の掘採その他の土地の形状の変更及び屋外における物品の集積又は貯蔵 	特別区域内の太陽光発電施設の新築、改装及び増築	
建築物と工作物の定義	別紙参照	別紙参照	別紙参照	-	-	別紙参照	別紙参照
基準	<ul style="list-style-type: none"> ① 【生態系の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 重要な動物植物の保全、緩衝帯(中高木の樹木、行為面積の20%以上)の配置、振動・騒音の抑制、濁水対策(沈砂地等)、排水計画(流水を阻害しない等) 【景観の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 緑地の遮蔽(法面緑化等)、稜線の分断(保全活用地区)、盛土・切土の高さ(回廊地区:5m以下)、石垣の保全、天然林の保全(回廊地区:100m2以上の伐採は30%以下) 法面等の緑化(在来種の植栽等) ② 【生態系の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 重要な動物植物の保全 振動・騒音の抑制、濁水対策(沈砂地等)、排水計画(流水を阻害しない等) 【景観の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 自然景観の保全(法面緑化等)、稜線の分断(保全活用地区)、石垣の保全、天然林の保全(回廊地区:100m2以上の伐採は30%以下) 緑地の保全(行為の完了後は緑地を配置) ③- 建築物 <ul style="list-style-type: none"> 【生態系の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 重要な動物植物の保全、光害の抑制 し尿及び雑排水の処理、振動・騒音の抑制 【景観の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 稜線の分断(保全活用地区)、建築物の高さ・建ぺい率(高さ13m/20mを超えない、建ぺい率60%以下(制限無し)) 色彩(マンセル値10未満)、形態と素材(周辺景観と調和)、緑地の保全(行為の完了後は緑地を配置) 跡地の整理(撤去の場合は、跡地の整理) 電線路等の支持物(回廊地区には原則設置しない) 附帯して行う行為(法面植栽等) ③- 工作物 <ul style="list-style-type: none"> 【生態系の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 重要な動物植物の保全、光害の抑制 し尿及び雑排水の処理、振動・騒音の抑制 緩衝帯(中高木の樹木、行為面積の20%以上)の配置 【景観の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 稜線の分断(保全活用地区)、建築物の高さ・建ぺい率(高さ13m/20mを超えない、建ぺい率60%以下(制限無し)) 色彩(マンセル値10未満、周辺環境と調和)、緑地の保全(行為の完了後は緑地を配置) 跡地の整理(撤去の場合は、跡地の整理) 電線路等の支持物(回廊地区には原則設置しない) 附帯して行う行為(法面植栽等) ④ 【景観の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 外観の模様替え(周辺の環境と調和) ⑤ 【景観の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 色彩(マンセル値10未満) ⑥ 【生態系の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 重要な動物植物の保全(回廊地区:100m2以上) 【景観の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 天然林の保全(回廊地区:100m2以上の伐採は30%以下) ⑦ 【生態系の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 重要な動物植物の保全(回廊地区:100m2以上) 【景観の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 間伐の計画(回廊地区:計画書の提出) ⑧ 【生態系の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 重要な動物植物の保全、光害の抑制 【景観の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 色彩(マンセル値10未満、蛍光色は使用しない)、附帯して行う行為(法面植栽等) ⑨ 【生態系の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 重要な動物植物の保全 【景観の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 物品の遮蔽(植栽、木柵等) 附帯して行う行為(法面植栽等) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 【生態系の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 重要な動物植物の保全、緩衝帯(中高木の樹木、行為面積の20%以上)の配置、振動・騒音の抑制、濁水対策(沈砂地等)、排水計画(流水を阻害しない等) 【景観の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 緑地の遮蔽(法面緑化等)、稜線の分断(保全活用地区)、盛土・切土の高さ(回廊地区:5m以下)、石垣の保全、天然林の保全(回廊地区:100m2以上の伐採は30%以下) 法面等の緑化(在来種の植栽等) ② 【生態系の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 重要な動物植物の保全 振動・騒音の抑制、濁水対策(沈砂地等)、排水計画(流水を阻害しない等) 【景観の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 自然景観の保全(法面緑化等)、稜線の分断(保全活用地区)、石垣の保全、天然林の保全(回廊地区:100m2以上の伐採は30%以下) 緑地の保全(行為の完了後は緑地を配置) ③- 建築物 <ul style="list-style-type: none"> 【生態系の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 重要な動物植物の保全、光害の抑制 し尿及び雑排水の処理、振動・騒音の抑制 【景観の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 稜線の分断(保全活用地区)、建築物の高さ・建ぺい率(高さ13m/20mを超えない、建ぺい率60%以下(制限無し)) 色彩(マンセル値10未満)、形態と素材(周辺景観と調和)、緑地の保全(行為の完了後は緑地を配置) 跡地の整理(撤去の場合は、跡地の整理) 電線路等の支持物(回廊地区には原則設置しない) 附帯して行う行為(法面植栽等) ③- 工作物 <ul style="list-style-type: none"> 【生態系の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 重要な動物植物の保全、光害の抑制 し尿及び雑排水の処理、振動・騒音の抑制 緩衝帯(中高木の樹木、行為面積の20%以上)の配置 【景観の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 稜線の分断(保全活用地区)、建築物の高さ・建ぺい率(高さ13m/20mを超えない、建ぺい率60%以下(制限無し)) 色彩(マンセル値10未満、周辺環境と調和)、緑地の保全(行為の完了後は緑地を配置) 跡地の整理(撤去の場合は、跡地の整理) 電線路等の支持物(回廊地区には原則設置しない) 附帯して行う行為(法面植栽等) ④ 【景観の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 外観の模様替え(周辺の環境と調和) ⑤ 【景観の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 色彩(マンセル値10未満) ⑥ 【生態系の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 重要な動物植物の保全(回廊地区:100m2以上) 【景観の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 天然林の保全(回廊地区:100m2以上の伐採は30%以下) ⑦ 【生態系の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 重要な動物植物の保全(回廊地区:100m2以上) 【景観の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 間伐の計画(回廊地区:計画書の提出) ⑧ 【生態系の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 重要な動物植物の保全、光害の抑制 【景観の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 色彩(マンセル値10未満、蛍光色は使用しない)、附帯して行う行為(法面植栽等) ⑨ 【生態系の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 重要な動物植物の保全 【景観の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 物品の遮蔽(植栽、木柵等) 附帯して行う行為(法面植栽等) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 【生態系の保全】 <ul style="list-style-type: none"> 重要な動物植物の保全、振動・騒音・濁水・排水対策 光害の抑制(一様地域のみ) ② 景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> 裸地及び屋外における土石、廃棄物等の集積又は貯蔵物品の露出の抑制、遮蔽措置 石垣、自然景観、裸地の保全、法面の緑化措置 濁水対策(※平成27年3月追加項目) (稜線を分断しない) ③ 盛土・切土の高さ <ul style="list-style-type: none"> 高さ5m以下とする。 ④ 眺望景観 <ul style="list-style-type: none"> 眺望(景観重要公共施設等からの眺望を阻害しない) 景観重要公共施設等からの眺望を阻害しない。 ⑤ 森林の保全 <ul style="list-style-type: none"> 伐採率40%以下、下刈の実施や間伐計画の提出。 ⑥ 建築物・工作物の高さ <ul style="list-style-type: none"> (13m/20mを超えない。) ⑦ 建築物の外観の色彩 <ul style="list-style-type: none"> マンセル値10未満、周辺の景観と調和。 ⑧ 建築物の形態意匠 <ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根、適度な軒の出、和風感のある素材 周辺の景観と調和 ⑨ 看板、広告板、自動販売機等の設置 <ul style="list-style-type: none"> マンセル値10未満、周辺の景観と調和、蛍光色を使用しない。 ※上記基準は第一種・第二種の基準を記載 ※① 第二種地域 	<ul style="list-style-type: none"> ①、② <ul style="list-style-type: none"> 原則2階建て(第一種:10m)までとする。稜線を分断しない(第二種)。 【色彩】 <ul style="list-style-type: none"> 周辺の環境と調和。傾斜屋根。 ③、④ <ul style="list-style-type: none"> 【高さ】 <ul style="list-style-type: none"> 13mを超えない(第一種)。稜線を分断しない(第二種)。 【色彩】 <ul style="list-style-type: none"> マンセル値10未満、周辺の環境と調和。 ⑤ <ul style="list-style-type: none"> 【色彩】 <ul style="list-style-type: none"> マンセル値10未満。 ⑥ <ul style="list-style-type: none"> 【高さ】 <ul style="list-style-type: none"> 稜線を分断しないよう、出来る限り限られた地形を活かす。 法面が生じる場合は、修繕・緑化措置を講じる。 塀壁等、構造物を設ける場合は必要最小限。 ※5つのゾーンに分類し、各々で行為や基準を定める。上記は、四万十川源流ゾーンの重点区域例(第一種、第二種区域)。 	<ul style="list-style-type: none"> 【特別区域内】 (1) 当該太陽光発電施設の色彩及び携帯がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 (2) 以下のイ～ハの規定によること。ただし、同一敷地内の当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000㎡以下であって、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものについては、この限りでない。 イ 次に掲げる敷地内において行われるものでないこと。 1 特別保護地区、第一種特別地域又は海域公園地区 2 第二種特別地域又は三種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等(次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について文化財保護法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定がされていること又は学術調査の結果等より、特別保護地区又は第一種特別地域に準する取扱いが適切に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。)であるもの ① 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 ② 野生動物植物の生息地又は生育地として重要な地域 ③ 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の減少が生じている地域 ④ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域 ロ 当該太陽光発電施設が重要な展望地から展望する場面の著しい妨げにならないものであること。 ハ 当該太陽光発電施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 (3) 以下のイ～ホの規定によること。ただし同一敷地内の当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000㎡以下であって、以下の1～3に掲げる基準のいずれかに適合するものについては、この限りでない。 1 学術研究その他公益上必要であり、かつ申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。 2 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。 3 農林漁業に付随して行われるものであること。 イ 当該太陽光発電施設が水平投影外周線であられる土地の勾配が30%を超えないものであること。 ロ 当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影外周線が、公園專業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。 ハ 当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影外周線が、敷地境界線から5m以上離れていること。 ニ 自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域において行われるものでないこと。 ホ 支障木の伐採が僅少であること。 (4) 当該太陽光発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ当該太陽光発電施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。 (5) 当該太陽光発電施設の係る土地の形状を変更する規模が最小限であると認められること。 (6) 野生動物植物の生息地又は生育地又はその風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。 (7) 当該行為による土砂及び濁水の流出のおそれがないこと。 【普通区域内】 太陽光発電施設のうち同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和が1,000㎡を超えるもの 		
地元同意等	※① 保全活用地区	※① 保全活用地区	景観重要構造物・樹木等を指定する時は当該所有者の同意が必要。	-	景観重点地区は、関係地区の合意を得て、順次その指定を拡大する。	景観重点区域を指定するときは、あらかじめ当該地域の町民、事業者の意見を聴かなければならない。	-
罰則	本資料②に記載。	-	-	-	-	-	-

※次頁に□部を抽出版記載

大規模工作物等に係る四万十川条例許可基準の再検討⑥(抽出版)

【凡例】 □:大規模工作物(太陽光発電施設)に特に関わりが深い項目
赤字:最近の改正項目(景観計画)

(8)四万十川条例と各市町景観計画・自然公園施行規則との比較表

	四万十川条例	四万十市四万十川景観計画	四万十町景観計画	中土佐町景観計画	津野町景観計画	橋原町景観形成基準	自然公園法施行規則
年月	平成18年8月改正	平成27年10月改正	平成27年3月改正	平成20年7月	平成20年7月	平成20年6月	平成27年6月改正
区分	<ul style="list-style-type: none"> ●清流・水辺・生き物回廊地区(回廊地区) ●本川・主要支川に沿って存在する道路や鉄道で区切られる河階域 ●景観保全・森林等資源活用地区(保全・活用地区) ●本川・主要支川に一番近い屋根(第一稜線)まで(回廊地区は除きます。) ●人と自然の共生モデル地区(共生モデル地区) ●黒尊川流域などで想定 ●原生林保全地区 ●原生林等 	<ul style="list-style-type: none"> ●清流・水辺・生き物回廊地区(回廊地区) ●上流から下流までの野生動物の生息・生育環境の連続性を確保し、生態系及び景観を保全することが特に重要である区域。 ●(四万十川と主要支川(広見川・目黒川・黒尊川)から川に沿った道路や鉄道までの区域。) ●景観保全・森林等資源活用地区(保全・活用地区) ●回廊地区と一体的に生態や景観を保全し、森林や農地などの活用と調和を図る区域。 ●(回廊地区を除く四万十川本川と主要支川に一番近い山の第一稜線までの区域) 	<p>景観重点地域</p> <p>第一種地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ○回廊地区(四万十川条例) ○重要構成要素(重要文化的景観) ○景観重要構造物・重要樹木・公共施設 ○地域住民の申し出地区・協議の整った地区 <p>第二種地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保全・活用地区(四万十川条例) ○景観計画で指定した地区 <p>景観一般区域</p> <p>景観重点地域以外の地域</p>	<p>(1)重点地区</p> <p>(1)重点第一種地区</p> <p>ア 四万十川を中心として左右の道の路肩までの地域</p> <p>(2)重点第二種地区</p> <p>ア 四万十川景観地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ●四万十川を中心として左右の山の第一稜線までの地域 ●四万十川の支流である下ル川、萩中川、島の川川を中心として左右の山の第一稜線までの地域 <p>イ 漁師町景観地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ●久礼八幡宮、大正町市場、漁港等久礼地区の漁師町地域 <p>(2)一般地区</p> <p>重点地域以外の全ての地域を一般地区とします。</p>	<p>(1)景観計画の区域</p> <p>津野町全域</p> <p>(2)景観重点地区の指針の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史と文化が息づく緑豊かな農業集落景観の保全を目指す地区 ・個性ある町並み保全に取り組む地区並びに、新たな魅力・賑わい・活力のある市街地景観の形成を目指す地区 ・四季を感じられる豊かな自然環境や景観形成づくりを目指す地区 ・住民が、自らの生活を誇れるような生活環境や景観形成づくりを目指す地区 ・上記に掲げる地区のほか、良好な景観の保全、創造を目指す地区 	<p>景観計画の区域</p> <p>橋原町全域</p> <p>【景観重点区域】</p> <p>区域を景観形成のモデルとして地域住民が先導的な役割を担いまちづくりの取組や良好な景観形成に向けた熟度が高い区域、橋原固有の自然や歴史・文化が薫り景観維持・保全が必要とされる区域、今後新たに良好な景観づくりを進める必要がある区域</p> <p>【一般景観区域】</p> <p>景観重点区域以外の区域</p>	<p>特別地域</p> <p>特別保護地区</p> <p>海域公園地区</p>
届出行為	<ul style="list-style-type: none"> ①鉱物掘採・土石採取 ②土地の形状変更 ③建築物・工作物の建築等 ④建築物の外観の模様替え ⑤建築物・工作物の色彩の変更 ⑥天然林(立木)の伐採 ⑦針葉樹(スギ・ヒノキ)の植樹 ⑧看板・広告板等の設置 ⑨屋外における物品の集積又は貯蔵 	<ul style="list-style-type: none"> ①鉱物を掘採し、又は土石を採取すること ②盛土又は切土により土地の形状を変更すること ③建築物及びその他の工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去をすること ④建築物の外観の模様替えをすること ⑤建築物その他の工作物の色彩の変更をすること ⑥回廊地区において天然林を伐採すること(保安林における施業上のものを除く。) ⑦回廊地区において針葉樹(スギ及びヒノキに限る。)を植樹すること(保安林における施業上のものを除く。) ⑧看板、広告板その他これらに類する物を設置すること ⑨屋外において土石、廃棄物その他の物品を集積し、又は貯蔵すること 	<ul style="list-style-type: none"> ①鉱物の採取又は土石の採取 ②土地の形状変更 ③建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去 ④建築物の外観の模様替え及び色彩の変更 ⑤工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去 ⑥建築物の外観の模様替え及び色彩の変更 ⑦森林(天然林及び植林)の伐採 ⑧針葉樹(杉及びヒノキ)の植樹 ⑨屋外における物品(土石、廃棄物)の集積及び貯蔵 ※区分ごとに面積・高さ要件等あり 	<ul style="list-style-type: none"> ①鉱物の掘採又は土石の採取 ②土地の形状変更 ③建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去 ④…欠番 ⑤建築物の色彩の変更 ⑥森林(天然林及び植林の伐採) ⑦針葉樹(杉及びヒノキ)の植樹 ⑧看板、広告板等の設置 ⑨屋外における物品(土石、廃棄物)の集積又は貯蔵 	<ul style="list-style-type: none"> ①建築物の新築等外観を変更する修繕又は色彩の変更 ②その他の工作物 ③鉱物の掘採、又は土石の採取 ④土地の形質の変更 ⑤森林の伐採及び植栽 ⑥屋外における物件の集積又は堆積 	<ul style="list-style-type: none"> ①建築物の新築、増築、改築 ②建築物の外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更 ③工作物の新設、増設、改築 ④工作物の外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更 ⑤自動販売機の新設、増設、改築 ⑥土砂の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更及び屋外における物品の集積又は貯蔵 	<p>特別区域内の太陽光発電施設の新築、改築及び増築</p>
建築物と工作物の定義	別紙参照	別紙参照	別紙参照	-	-	別紙参照	別紙参照
基準	<p>②</p> <p>【生態系の保全】</p> <p>重要な動植物の保全</p> <p>振動・騒音の抑制、濁水対策(沈砂池等)、排水計画(流水を阻害しない等)</p> <p>【景観の保全】</p> <p>自然景観の保全(法面緑化等)、稜線の分断(保全活用地区)、石垣の保全、天然林の保全(回廊地区:100m2以上の伐採は30%以下)緑地の保全(行為の完了後は緑地を配置)</p> <p>③ー 工作物</p> <p>【生態系の保全】</p> <p>重要な動植物の保全、光害の抑制</p> <p>し尿及び雑排水の処理、振動・騒音の抑制</p> <p>緩衝帯(中高木の樹木、行為面積の20%以上)の配置</p> <p>【景観の保全】</p> <p>稜線の分断(保全活用地区)、工作物の高さ(13mを越えない(制限なし))</p> <p>色彩(マンセル値10未満、周辺環境と調和)、緑地の保全(行為の完了後は緑地を配置)</p> <p>跡地の整理(撤去の場合は、跡地の整理)</p> <p>電線路等の支持物(回廊地区には原則設置しない)</p> <p>附帯して行う行為(法面植栽等)</p> <p>※()保全活用地区</p>	<p>②</p> <p>【生態系の保全】</p> <p>重要な動植物の保全</p> <p>振動・騒音の抑制、濁水対策(沈砂池等)、排水計画(流水を阻害しない等)</p> <p>【景観の保全】</p> <p>自然景観の保全(法面緑化等)、稜線の分断(保全活用地区)、石垣の保全、天然林の保全(回廊地区:100m2以上の伐採は30%以下)緑地の保全(行為の完了後は緑地を配置)</p> <p>③ー 風力発電施設、太陽光発電施設等</p> <p>【生態系の保全】</p> <p>重要な動植物の保全、光害の抑制</p> <p>し尿及び雑排水の処理、振動・騒音の抑制</p> <p>緩衝帯(中高木の樹木、行為面積の20%以上)の配置</p> <p>【景観の保全】</p> <p>稜線の分断(保全活用地区)、自然景観の保全</p> <p>(水辺の景観を阻害しない配置・規模、回廊地区で1,000㎡を超える場合は河川・道路から容易に見えないよう中高木による遮蔽による修景、蛇行する河川景観を阻害しない)</p> <p>工作物の高さ(13mを越えない(制限なし))</p> <p>色彩(マンセル値10未満、周辺環境と調和、反射性のあるものの使用などを避ける)</p> <p>緑地の保全(行為の完了後は緑地を配置)</p> <p>跡地の整理(撤去の場合は、跡地の整理)</p> <p>電線路等の支持物(回廊地区には原則設置しない)</p> <p>附帯して行う行為(法面植栽等)</p> <p>※()保全活用地区</p>	<p>②</p> <p>【切土、盛土の高さ】</p> <p>高さ5m以下とする。</p> <p>【景観の保全】</p> <p>裸地の露出の抑制、遮蔽措置を講ずる。</p> <p>石垣、自然景観、裸地の保全、法面の緑化措置</p> <p>濁水対策(※平成27年3月追加項目)</p> <p>(稜線を分断しない)</p> <p>③⑤</p> <p>【高さ】</p> <p>2階建以下を基本。より難しい場合は13m(20m)を越えない。</p> <p>工作物については(は高さ13m(20m)を越えない。)</p> <p>景観重要公共施設等からの眺望を阻害しない。</p> <p>【外観】</p> <p>勾配屋根、適度な軒の出。</p> <p>原則として木材、石材等の自然素材の使用。</p> <p>【色彩】</p> <p>マンセル値10未満</p> <p>周辺の景観と調和するもの。</p> <p>【撤去の場合】</p> <p>景観に適合した跡地の計画を定め、当該計画に基づき整理を適切に行う。</p> <p>(稜線を分断しない)</p> <p>※上記基準は第一種・第二種の基準を記載</p> <p>※()第二種地域</p>	<p>(1)生態系の保全</p> <p>重要な動植物の保全、振動・騒音・濁水・排水対策</p> <p>光害の抑制(一地域のみ)</p> <p>(2)景観の保全</p> <p>裸地及び屋外における土石、廃棄物等の集積又は貯蔵物品の露出の抑制、遮蔽措置。</p> <p>石垣の保全、自然環境の保全、法面の緑化、緑地の保全。</p> <p>(3)盛土・切土の高さ</p> <p>高さ5m以下(一地域のみ)</p> <p>(4)眺望景観</p> <p>眺望(景観重要公共施設等からの眺望を阻害しない)</p> <p>稜線を分断しない(第二種地域のみ)</p> <p>(6)建築物・工作物の高さ</p> <p>(13m(20m)を越えない)。</p> <p>※上記基準は第一種・第二種の基準を記載</p> <p>※()第二種地域</p>	<p>②その他の工作物</p> <p>周辺景観との調和に努める。周囲に圧迫感や威圧感を及ぼさない。</p> <p>高さ・20mを越えない【一般地区】</p> <p>13mを越えない【景観重点地区】</p> <p>④土地の形質の変更</p> <p>切土、盛土の高さ:5m以下</p> <p>土質による調整を基本とする。擁壁工等を行う場合は石積工法を基本とし、必要に応じて芝や低木、高木等による緑化措置を講じる。</p> <p>※地区ごとに柳田・里山等の景観保全の目標を定め、道路や河川工事等の景観保全についても記載している。</p>	<p>③、④</p> <p>【高さ】</p> <p>13mを越えない(第一種)。稜線を分断しない(第二種)。</p> <p>【色彩】</p> <p>マンセル値10未満、周辺の環境と調和。</p> <p>⑥</p> <p>【高さ】</p> <p>稜線を分断しないよう、出来る限り自然の地形を活かす。</p> <p>法面が生じる場合は、修景・緑化措置を講じる。</p> <p>擁壁等、構造物を設ける場合は必要最小限。</p> <p>※5つのゾーンに分類し、各々で行為や基準を定める。</p> <p>上記は、四万十川流域ゾーンの重点区域例(第一種、第二種区域)。</p>	<p>【特別区域内】</p> <p>(1)当該太陽光発電施設の色彩及び携帯がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>(2)以下のイ〜ハの規定によること。ただし、同一敷地内の当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000㎡以下であって、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものについては、この限りでない。</p> <p>イ 次に掲げる地域内において行われるものでないこと。</p> <p>1.特別保護地区、第一種特別地域又は海域公園地区</p> <p>2.第二種特別地域又は第三種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等(次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について文化財保護法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第一種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。)であるもの</p> <p>①高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域</p> <p>②野生動物の生息地又は生育地として重要な地域</p> <p>③地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の減少が生じている地域</p> <p>④優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域</p> <p>ロ 当該太陽光発電施設が重要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>ハ 当該太陽光発電施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>(3)以下のイ〜ホの規定によること。ただし同一敷地内の当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000㎡以下であって、以下の1〜3に掲げる基準のいずれかに適合するものについては、この限りでない。</p> <p>1.学術研究その他公益上必要であり、かつ申請に係る場所以外においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。</p> <p>2.地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。</p> <p>3.農林漁業に付随して行われるものであること。</p> <p>イ 当該太陽光発電施設水平投影外周線が30%を越えないものであること。</p> <p>ロ 当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。</p> <p>ハ 当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影外周線が、敷地境界線から5m以上離れていること。</p> <p>ニ 自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域において行われるものでないこと。</p> <p>ホ 支障木の伐採が僅少であること。</p> <p>(4)当該太陽光発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ当該太陽光発電施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。</p> <p>(5)当該太陽光発電施設の係る土地の形状を変更する規模が最小限であると認められること。</p> <p>(6)野生動物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>(7)当該行為による土砂及び濁水の流出のおそれがないこと。</p> <p>【普通区域内】</p> <p>太陽光発電施設のうち同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和が1,000㎡を超えるもの</p>
地元同意等	本資料②(条例第3条)に記載。	-	景観重要構造物・樹木等を指定する時は当該所有者の同意が必要。	-	景観重点地区は、関係地区の合意を得て、順次その指定を拡大する。	景観重点区域を指定するときは、あらかじめ当該地域の町民、事業者の意見を聴かなければならない。	-
罰則	本資料②に記載。	-	-	-	-	-	-

工作物・建築物の定義

四万十川条例	四万十市四万十川景観計画	四万十町景観計画	中土佐町景観計画	津野町景観計画	橋原町景観形成基準	自然公園法施行規則
本資料P4に記載	<p>ア 建築物とは 建築基準法(昭和25 年法律第201 号)第2 条第1 号に規定する建築物</p> <p>イ その他の工作物とは a)「周辺の環境の悪化をもたらすおそれのある工作物」 ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・危険物(建築基準法施行令(昭和25 年政令第338 号)第116 条第1 項の表に掲げる危険物)の貯蔵又は処理に係るもの ・ごみ処理施設・し尿処理施設・汚水処理施設・廃棄物処理施設その他これらに類するもの b)「大規模な工作物」 ・ゴルフ場、野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他これらに類するもの ・霊園又は墓地(高知県墓地、埋葬等に関する法律施行条例(平成12 年高知県条例 第12 号)第7 条ただし書に規定する個人墓地を除く。) ・風力発電施設、太陽光発電施設など、その他これに類するもの c)「その他の工作物」 ・電線塔、電線路等の支持物その他これらに類するもの ・屋外照明(屋外にあって、電灯等人工的な光を用いて周囲を明るくする器具をいう。)その他これに類するもの ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの ・自動車の駐車のために供する立体的な施設その他これに類するもの ・煙突高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</p>	<p>(1) 周辺環境の悪化をもたらすおそれのある工作物 ①コンクリートプラント、アスファルトプラント クラッシャープラントその他これらに類するもの。</p> <p>②危険物(建築基準法施行令第116条第1項 の表に掲げる危険物)の貯蔵又は処理に係るもの。</p> <p>(2) 大規模な工作物で次に掲げるもの ①ゴルフ場、野球場その他これらに類するもの。</p> <p>②霊園又は墓地(共同墓地及び個人住宅は除く)</p> <p>(3) 上記以外の工作物で、次に掲げるもの ①電波塔、電線路等の支持物その他これらに類するもの。 ②屋外照明施設その他これに類するもの。 ③鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱、木柱その他これに類するもの。 ④自動車の駐車のために供する立体的な施設その他これらに類するもの。 ⑤煙突、高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの。</p>			<p>工作物の定義 1. 門、塀、垣根、佐久、擁壁その他これらに類するもの 2. 鉄筋コンクリート柱、鉄柱その他これらに類するもの 3. 公衆電話、物置、標識、照明灯その他これらに類するもの 4. 電気供給のための電線又は有線電気通信のための線路 もしくは空中線形(その支持物を含む) 上記に自動販売機は含まれない</p>	<p>一 海域以外の区域 イ 建築物 高さ十三メートル又は延べ面積千平方メートル ロ 送水管 長さ七十メートル ハ 鉄塔 高さ三十メートル ニ 船舶の係留施設 長さ五十メートル ホ ダム 高さ二十メートル ヘ 鋼索鉄道 延長七十メートル ト 索道 傾斜長六百メートル又は起点と終点の高低差二百メートル チ 別荘地の用に供する道路 幅員二メートル リ 遊戯施設(建築物を除く。) 高さ十三メートル又は水平投影面積千平方メートル ヌ 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和千平方メートル ニ 海域の区域(次号の区域を除く。) イ 船舶の係留施設又は港湾若しくは漁港の外郭施設 長さ五十メートル ロ イに掲げる工作物以外の工作物 海面上の高さ五メートル又は海面における水平投影面積百平方メートル 三 海域公園地区の周辺一キロメートルの当該海域公園地区に接続する海域の区域 イ 導管又は電線 長さ七十メートル ロ 船舶の係留施設又は港湾若しくは漁港の外郭施設 長さ五十メートル ハ イ及びロに掲げる工作物以外の工作物 高さ五メートル又は水平投影面積百平方メートル</p>